

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(20) 障害福祉サービス等報酬	本省	—	280,993の内数	341,995の内数	61,002の内数	—
事案の概要	<p>障害福祉サービス等のうち、児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものである(例:着替え、排せつ等)。</p> <p>障害福祉サービス等に係る給付費は、全体として近年増加してきているが、児童発達支援について見ると、その伸びは著しく、総費用額の伸び率は、障害福祉サービス等の全サービス平均の総費用額の伸び率を上回っている。</p> <p>厚生労働省の「平成29年障害福祉サービス等経営実態調査」によれば、児童発達支援事業所の平均収支差率(収入-支出)/収入は4.8%であり、全サービスの平均収支差率5.9%を下回っている。一方、多くの事業所が参入している中、事業所の類型や利用定員に応じた収支の実態を検証し、今後の適切な報酬設定につなげていくことが重要と考えられる。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業所類型別の報酬設定

児童発達支援事業所には、児童発達支援センター(以下「センター」とセンター以外の事業所(以下「その他事業所」)の2類型があり、それぞれ異なる報酬単位が定められている。

その他事業所については、センターとの人員基準等の差を踏まえ、相対的に低い報酬が設定されている。

一方、調査の結果、その他事業所は、センターと比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。

このため、次期報酬改定において、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図る余地がある。

2. 利用定員別の報酬設定

その他事業所のうち、利用定員10人以下の事業所の報酬は、11人以上の報酬と比較して高く設定されている。

調査の結果、利用定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。

このため、1. で述べた、その他事業所の報酬の適正化に当たっては、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう精査すべきである。

反映の内容等

1. 事業所類型別の報酬設定

「事業所類型別の報酬設定」については、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、次期報酬改定(令和3年度)に適切に反映させる。

2. 利用定員別の報酬設定

「利用定員別の報酬設定」についても、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、次期報酬改定(令和3年度)に適切に反映させる。